

# 社会福祉法人富山学院福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人富山学院福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## （理事会及び評議員会への出席報酬）

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

## （理事等の報酬）

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬及び実費弁償費は支払わない。  
2 法人の理念に基づき、第三者的立場からの指導を行う理事（チャプレンと言う）として指導を行う理事に対しては、別表2により報酬を支給する。ただし、前条による報酬は支払わない。  
3 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。  
4 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

## （監事の報酬）

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

## （出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

第7条 職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

## （理事長が出席を求めた者への報酬）

第8条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

## （報酬等の支給方法）

第9条 理事長及びチャプレンに対する報酬の支給の時期は、毎月26日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日）とする。  
2 理事長及びチャプレン以外の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ法人の業務に当たった都度支給する。  
3 報酬は通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。  
4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## （改正）

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規則は2017年4月1日から施行する。